



医疾第 2154 号  
平成 24 年 3 月 26 日

静岡市保健所長 様  
浜松市保健所長 様

静岡県健康福祉部長

眼球のあっせんに関する技術指針の一部改正について

日頃、本県の臓器移植対策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので御承知おきいただくとともに、貴管内の医師会非加入の医療機関への周知についてよろしく願いいたします。

なお、同趣旨の通知を社団法人静岡県医師会会長、社団法人静岡県病院協会会長、静岡県院内移植コーディネーター設置医療機関管理者、臓器移植推進協力病院長、大学病院長、移植施設長、公益財団法人静岡県アイバンク理事長、市町臓器移植担当課長、県立静岡がんセンター病院長及び静岡県臓器移植コーディネーターあてに送付していることを申し添えます。

担 当：医療健康局疾病対策課  
疾病対策班 小西

電 話：054-221-3393

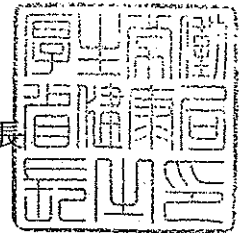
F A X：054-251-7188



健発0307第1号  
平成24年3月7日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



眼球のあっせんに関する技術指針の一部改正について（通知）

眼球のあっせんに係る技術的事項については、平成12年1月7日付け健医発第26号厚生省保健医療局長通知の別添「眼球のあっせんに関する技術指針」（以下「技術指針」という。）を定めているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成24年4月1日から施行することとしましたので、貴職におかれては、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

参考として、改正後の技術指針全文を添付します。

